

平成二十九年二月十日提出
質問第五九号

内閣が提出検討中の法律案の性質に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

内閣が提出検討中の法律案の性質に関する質問主意書

閣議決定前の、内閣が検討中の法律案の性質について疑義があるので、以下質問する。

一 内閣が国会に提出を検討している閣議決定前の法律案（以下、「検討中法案」と言う。）について、国会でその内容について質疑することは違法であるのか。その根拠とともに、政府の見解を明らかにされた
い。

二 検討中法案に関し、政府が、いわゆる与党との協議を優先する根拠法令を明らかにされたい。

三 検討中法案に関し、その法案に係る各省庁とその内容について協議中であれば、国会で質疑することとは違法であるのか。その根拠とともに、政府の見解を明らかにされたい。

四 政府内には、検討中法案について、国会で質疑を行うことは望ましくないとの考えがあるのかどうか。政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。